

建第4783号の2
令和7年3月19日

一般社団法人石川県建築士会 御中

石川県土木部建築住宅課長
(公 印 省 略)

確認申請手数料等の改定について（令和7年4月1日施行）

平素より、本県の住宅・建築行政の推進にご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和4年6月に「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和7年4月1日より改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律並びに改正建築基準法が全面的に施行されます。

これにより、原則全ての建築物に省エネ基準適合が義務化され、建築確認等の手続きの見直しが行われます。

それに伴い、令和7年4月1日以降に受付する下記の建築関係の手続きに関する事務の手数料を下記のとおり改定いたしました。

貴会会員各位への周知についてご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 改定等する手数料

- ・ 確認申請等手数料（確認申請、中間検査、完了検査）
- ・ 計画通知手数料【新設】
- ・ 省エネ基準への適合検査手数料
- ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料
- ・ 建築確認申請台帳記載事項証明書の交付手数料【新設】

2. 改定後の手数料

別紙参照

※金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市は別途手数料を定めています。

3. 改定手数料施行日

令和7年4月1日（同日受付分より新手数料を適用）

(事務担当)
石川県土木部建築住宅課
建築行政グループ
TEL 076-225-1778
FAX 076-225-1779

令和7年4月1日から建築確認申請等の手数料が変わります！

令和7年4月1日（申請書受理日）から以下のとおり手数料を改定します。

（金沢市、七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市は、別途手数料を定めています）

◆確認申請等手数料（建築物）

（単位：円）

延べ面積		確認の特例	確認申請	中間検査	完了検査(A)	
					中間検査あり	中間検査なし
30㎡以内		あり	8,000	15,000	15,000	17,000
		なし	12,000	19,000	19,000	23,000
30㎡超 100㎡以内		あり	13,000	17,000	17,000	19,000
		なし	21,000	23,000	22,000	26,000
100㎡超 200㎡以内		あり	20,000	23,000	23,000	25,000
		なし	30,000	31,000	31,000	36,000
200㎡超 500㎡以内			40,000	39,000	41,000	46,000
500㎡超 1,000㎡以内			48,000	47,000	51,000	53,000
1,000㎡超 2,000㎡以内			66,000	63,000	66,000	68,000
2,000㎡超 10,000㎡以内			190,000	139,000	148,000	163,000
10,000㎡超 50,000㎡以内			310,000	214,000	237,000	253,000
50,000㎡超			610,000	397,000	434,000	449,000

- ・ 確認の特例あり：平屋建てかつ200㎡以下の建築物で建築士の設計に係るもの等
- ・ 建築物の完了検査手数料は、省エネ基準への適合検査手数料を加算
 建築物の完了検査手数料 = 完了検査(A) + 完了加算(B)
 ただし、令和7年3月31日以前に着工した次の建築物の場合は、完了加算(B)は加算しない
 非住宅（300㎡未満）、住宅

◆確認申請等手数料（建築設備・工作物）

（単位：円）

区分	確認申請	計画変更	完了検査
建築設備（昇降機等）	15,000	8,000	20,000
工作物	13,000	7,000	14,000

◆建築物の完了検査時に加算する手数料（省エネ基準への適合検査手数料）

（単位：円）

延べ面積	完了加算(B)	延べ面積	完了加算(B)
[非住宅]		[一戸建ての住宅]	4,000
300㎡未満	8,000		
300㎡以上 1,000㎡未満	15,000	[長屋、共同住宅]	
1,000㎡以上 2,000㎡未満	25,000	300㎡未満	8,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	76,000	300㎡以上 2,000㎡未満	19,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	120,000	2,000㎡以上 5,000㎡未満	42,000
10,000㎡以上 25,000㎡未満	151,000	5,000㎡以上	75,000
25,000㎡以上	189,000		

◆仮使用認定申請手数料

（単位：円）

仮使用に係る延べ面積	仮使用
100㎡以内	15,000
100㎡超 500㎡以内	30,000
500㎡超 1,000㎡以内	60,000
1,000㎡超	120,000

◆建築確認申請台帳記載事項証明書の交付手数料

証明書1枚につき 500円

【お問い合わせ先】

石川県南加賀土木総合事務所 建築課 (電話) 0761-21-3334
石川県津幡土木事務所 建築課 (電話) 076-289-4162
石川県中能登土木総合事務所 建築課 (電話) 0767-52-7604
石川県奥能登土木総合事務所分室 建築課 (電話) 0768-26-2353(~3月末) (電話) 0768-26-2355(4月以降)

◆建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料（新規申請）

【非住宅】

（単位：円）

延べ面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
300㎡未満	18,000	22,000	86,000	220,000
300㎡以上 1,000㎡未満	26,000	31,000	110,000	280,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	37,000	43,000	150,000	370,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	95,000	100,000	240,000	520,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	140,000	150,000	310,000	640,000
10,000㎡以上 25,000㎡未満	180,000	190,000	370,000	760,000
25,000㎡以上	220,000	230,000	430,000	870,000

【住宅】

（単位：円）

延べ面積	仕様・計算	標準計算	仕様基準
[一戸建ての住宅]			
200㎡未満	25,000	34,000	17,000
200㎡以上	28,000	38,000	18,000
[長屋、共同住宅]			
300㎡未満	50,000	68,000	32,000
300㎡以上 2,000㎡未満	85,000	110,000	56,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	140,000	190,000	100,000
5,000㎡以上	210,000	280,000	150,000

- ・複合建築物の場合：非住宅の手数料＋住宅の手数料
- ・工場等：工場、危険物の貯蔵又は処理に供する建築物、水産物の養殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物

◆建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料（変更）

【非住宅】

（単位：円）

延べ面積	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
300㎡未満	14,000	16,000	48,000	110,000
300㎡以上 1,000㎡未満	21,000	24,000	63,000	150,000
1,000㎡以上 2,000㎡未満	32,000	35,000	86,000	200,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	87,000	91,000	160,000	300,000
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000	140,000	220,000	390,000
10,000㎡以上 25,000㎡未満	170,000	170,000	260,000	460,000
25,000㎡以上	210,000	210,000	320,000	530,000

【住宅】

（単位：円）

延べ面積	仕様・計算	標準計算	仕様基準
[一戸建ての住宅]			
200㎡未満	15,000	19,000	11,000
200㎡以上	16,000	21,000	
[長屋、共同住宅]			
300㎡未満	30,000	39,000	21,000
300㎡以上 2,000㎡未満	52,000	67,000	38,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満	96,000	120,000	73,000
5,000㎡以上	140,000	180,000	110,000

- ・複合建築物の場合：非住宅の手数料＋住宅の手数料